

[民事訴訟法]

1 問1 小問(1)

2 1. 前訴判決から生じた既判力(114条1項)の遮断効により、Xの後訴提起  
3 や解除の主張は遮断されるか。

4 2. 既判力とは、前訴確定判決の判断内容に与えられる後訴への通用性ないし  
5 拘束力をいい、前訴判決の「主文に包含されるもの」すなわち訴訟物の存否  
6 に関する判断に生じるのが原則である(114条1項)。

7 前訴訴訟物はXのYに対する甲地所有権に基づく返還請求権としての甲  
8 地明渡請求権であり、前訴は請求棄却判決を下しているから、上記訴訟物の  
9 不存在に既判力が生じる。

10 3. 既判力が作用するのは、前訴と後訴の訴訟物が同一・先決・矛盾のいずれ  
11 かの関係に立つときに限られる。

12 前訴訴訟物は上記2の通りであり、後訴訴訟物は賃貸借契約の終了に基づ  
13 く甲地明渡請求権である。訴訟物について、実体法上の請求権ごとに分断し  
14 て考える旧訴訟物理論を前提とすると、両者は別個の訴訟物にとらえられる  
15 から同一ではないし、先決・矛盾の関係にもない。

16 したがって、前訴判決によって生じた既判力は後訴に作用しない。

17 よって、前訴判決によりXの後訴提起や主張が遮断されることはない。

18 問1 小問(2)

19 1. まず、後訴におけるYの主張は前訴判決により生じた既判力と矛盾するも  
20 のではないから、既判力は作用せず、既判力により制限されることはない。

21 2. しかし、後訴におけるYの主張は争点効の作用により信義則上遮断されな  
22 いか。

23 (1) 前訴における主要な争点について、後訴で判断を蒸し返すのは信義則(2  
24 条)上許容すべきではない。

25 また、既判力の正当化根拠は前訴における手続保障に基づく自己責任に  
26 あるところ、前訴の主要な争点については当事者が真剣に攻撃防御を展開  
27 するはずであるから、自己責任を問うだけの手続保障があったといえ  
28 る。

29 そこで、①前訴と後訴の主要な要点について②当事者が真剣に攻撃防御  
30 を展開し③前訴裁判所が実質的な判断を下している場合には、係争利益が

1 前訴と大きく異ならない後訴において、当該争点に関する前訴の判断に、  
2 後訴への拘束力としての争点効を認めるべきである。

3 (2) まず、前訴において Y は甲地について A との間で 15 年前に賃貸借契約  
4 を締結していたと主張しており、後訴においては X が賃貸借契約の存在を  
5 前提とした請求をしているから、前訴と後訴で共通する主要な争点は A Y  
6 間の賃貸借契約締結の事実の存否である (①)。

7 また、Y が唯一の抗弁として賃貸借契約の事実を主張していること、X  
8 がその契約締結の事実を争っていることから、当事者である X と Y は真剣  
9 に攻撃防御を展開しているといえる (②)。

10 そして、前訴裁判所は X の請求原因を認めたくえて Y の賃貸借の抗弁を  
11 認めて請求を棄却しているから、上記主要な争点について実質的判断をし  
12 ている (③)。

13 (3) 加えて、前訴も後訴も甲地の明渡しを請求しており、係争利益は変わら  
14 ない。

15 3. したがって前訴で認定された Y による賃貸借契約締結の事実争点効が生  
16 じ、それと矛盾する Y の後訴における主張は遮断される。

## 17 問 2

18 1. 本件訴えのうち賃料相当損害金の請求は将来給付の訴え (135 条) である。

19 この請求に訴えの利益が認められるためには、ア請求適格があり、④「あら  
20 かじめその請求をする必要がある」ことが必要である。

21 2 (1) まず、将来給付の訴えが認められると、債権者はまだ発生していない  
22 請求権についてあらかじめ債務名義を取得できる一方で、債務者は自己に  
23 有利な事情変動があった場合は請求異議の訴え (民事執行法 35 条 1 項)  
24 を提起しなければならなくなるためそのような負担を正当視できる場合に  
25 アが認められる。具体的に⑤請求権の基礎となるべき法律関係や事実関係  
26 があり、その継続が予測され⑥請求権の成否及び内容について債務者に有  
27 利な事情変動があらかじめ予測しうるものに限られており⑦その事情変動  
28 について請求異議の訴えにおいて請求異議事由 (2 項) として主張しな  
29 ければならないという負担を債務者に課しても格別不当でないといえれば⑧  
30 が認められる。

1 (2) Xの所有権に基づく明渡請求が認められれば、Yによる甲地占有が遅く  
2 とも判決確定時から不法占有となるが、甲地を農作業に使っていたYは明  
3 渡しまである程度の時間を要するから、請求権の基礎となる不法占有とい  
4 う継続性のある事実関係が存在する(㉔)。

5 また、Yに有利な事情変動はYがXと甲地について売買契約や賃貸借契  
6 約を締結するなどのものに限られる(㉕)。

7 そして、Yが不法占有者となれば上記事情変動を請求異議の訴えで主張  
8 させるという負担を課しても不当ではない(㉖)。

9 3. そして、Yに早期明渡しを心理的に強制するためにあらかじめ請求をして  
10 おく必要がある(㉗)から、訴えの利益が認められる。

11 以上(約1900字)